

令和3年8月11日からの大雨に係る検証への対応状況（令和4年3月）

テーマ	検証項目	中項目	整理番号	小項目	検証結果からの対応策	概要版の記載	取組実績(R4.3時点)	今後の予定(R4年度以降)
実効性のある避難対策の推進	(1) 避難情報の発令に関する関係機関の対応	①	a 発令区域の絞込みに係る説明会の実施	ア 事例を踏まえた研修、ワークショップの実施	実効性ある避難情報発令に向けた取組みの実施	・避難情報の発令等を適切に判断できるよう、気象台と連携し、10月29日、11月4日、11月11日に「気象防災ワークショップ」を実施。	・災害対応時に「気象防災アドバイザー」を市町村災害対策本部に派遣するなど、避難情報発令への専門的な知見に基づく助言等を実施する。 ・気象台と連携し「気象防災ワークショップ」を継続的に開催する。	
			b 市町村とのホットラインの運用	ア ホットラインマニュアルに基づく避難情報に関する助言の実施		・6月3日の豪雨災害対応防災訓練において、対法改正を踏まえた助言に関する一連の手順確認を実施。	・出水期前に行う豪雨災害対応防災訓練において、助言に関する一連の手順確認を毎年実施する	
				イ トップフォーラム等による避難情報発令に関する研修の実施		・7月13日にトップフォーラムを開催。 ・10月20日、市町村長へ講演テーマについてアンケート調査を実施。 ※清流の国ぎふ防災・減災センターと共催	・アンケート結果を参考に講演テーマを検討し、令和4年度も継続して開催する。	
			c 風水害タイムラインの適宜見直し	ア <市町村>風水害タイムラインの見直し		・5月末までに、全市町村が法改正を反映したタイムライン(豪雨版・台風版)に見直し済み。 ・10～12月、市町村防災アドバイザー会議等において、指導・助言を実施。	・市町村が策定している洪水・台風のタイムラインについて、災害対応の経験を踏まえ、必要な見直しを行うよう働きかける。 ・引き続き、市町村防災アドバイザー会議において、適切な避難情報の発令について、指導・助言を実施する。	
	(2) 住民の避難意識の向上	②	a 住民避難行動に関する実態調査の実施	ア 住民避難行動に関する実態調査の実施	住民の避難行動に関する調査の実施	・11月15日、調査票を高山市、下呂市及び白川町の住民に配布(約2,400通)。885通の回答あり。 ・住民避難行動意識調査報告書を作成中。作成にあたっては、傾向から見えた課題と住民に目指してもらいたい姿を記載。 ・第2回フォローアップ会議(2月)で調査概要を共有。 ・調査結果報告書作成。	・住民避難行動意識調査の結果を県ホームページで公表する。 ・調査結果を踏まえた対応策を実施する。(災害・避難カードの普及や防災教育・啓発の推進、多様な手段を用いた適時・的確な避難情報の発信、地域での協働による避難の推進、避難所環境改善及び情報発信、避難所・避難場所の確保支援)	
			b 「災害・避難カード」の普及促進による住民の適切な避難行動の支援	ア 「災害・避難カード」の普及促進		・YouTubeで、「作ってみよう！災害・避難カード」を配信中。 ・市町村や自主防災組織等における研修・講座等へ講師を派遣し、災害・避難カードの作成を含めた適切な避難行動について、指導・助言を実施。 ・令和3年度は講師を51回派遣し、4,048人が受講。 ・清流の国ぎふ 防災・減災センターで講座を開催 ・令和3年度は9回開催し、84人が受講 (令和元年度からの累計 29回開催、延べ267人受講) ・受講者が講師となり、地域や職場等で開催した作成講座等は122回あり、延べ4,009人が参加し、カードを作成(R3.7現在) ・令和3年度は11市町で開催し、452人が受講 (令和元年度からの累計 28市町が開催し、延べ5,197人が受講)	・令和4年4月のデジタル版災害・避難カード本格運用に合わせ、デジタル版災害・避難カード作成の解説動画を作成し、Youtubeで配信する。その際、指導者が教室・会場等で使いやすいよう、動画構成を検討する。 ・引き続き、市町村における災害・避難カードの取り組みを支援する。 ・ハザードマップの読み取り方など、基礎的なことと併せて普及啓発を進めていく。 ・学校教育の現場や教員なども対象に、幅広い普及啓発を実施し、カードの認知を広める ・引き続き、災害・避難カード指導者養成講座を開催し、市町村、地域および職場等での災害・避難カードの普及を促進する。 ・指導者養成講座の受講者が講師となった作成講座等の開催を促進する。 ・カードを活用した避難の実効性を高める方策をセットで進めていく。	
			c リアリティ、切迫感のある広報・啓発	ア デジタル技術を活用した災害リスクの可視化、災害の疑似体験による広報の実施		・防災講座等において、民間事業者等が開発した防災に資するアプリを紹介する。	・防災講座等において、民間事業者等が開発した防災に資するアプリを紹介する。	
			d 個々の県民や地域に応じた避難情報等のプッシュ配信の検討	ア 個々の県民等に応じた避難に必要な情報のプッシュ配信方策の検討		・LINE岐阜県公式防災アカウントのセグメント配信機能を活用した、登録地域に応じて避難情報や気象情報をプッシュ配信する機能を令和4年度中に追加することを決定。	・令和4年4月からシステム改修を行い、6月からの運用開始を予定。	
			追加 「共助」のしくみづくり	追加 地区防災計画の作成支援		・県内の地区防災計画の作成状況 15地区 (恵那市全域13地区、羽島市1地区、中津川市1地区) ・地区防災計画をテーマとした防災タウンミーティングを開催。清流の国ぎふ 防災・減災センターの有識者を派遣し、助言を実施。 (7月11日、12月5日、羽島市須賀地区) ・令和3年度地区防災計画作成モデル創出事業(内閣府)の採択(羽島市小熊町)	・頻発、激甚化する災害に対しては、自宅や地域の災害リスクの高まりに応じた主体的な避難が必要であることから、引き続き、地区防災計画の作成を支援する。 ・令和4年度からは、清流の国ぎふ 防災・減災センターで育成した防災リーダーを核に、地区防災計画や「災害・避難カード」の作成など、住民・地域主体の取組みを全県的に拡大していく。	

令和3年8月11日からの大雨に係る検証への対応状況（令和4年3月）

テーマ	検証項目	中項目	整理番号	小項目	検証結果からの対応策	概要版の記載	取組実績(R4.3時点)	今後の予定(R4年度以降)	
2 要配慮者利用施設における避難対策の推進			③	a 避難確保計画作成の促進	要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議の枠組みによる避難確保計画作成の促進	避難確保計画作成の支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月末時点の計画作成率は96.5%。 要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議を開催し、各課が所管する未作成施設に対する個別指導の徹底を依頼。（4月28日、10月18日、12月24日開催） 計画作成状況を把握し、市町村及び庁内関係課と共有。（R3.3月末、8月末、11月末、R4.3月末時点で取りまとめ） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画作成状況を把握し、市町村及び庁内関係課と共有。（4ヶ月ごと） 要配慮者利用施設避難体制整備連絡会議を開催し、各課が所管する未作成施設に対する個別指導の徹底を依頼する。 水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の中小河川への拡大に伴い、新たに計画作成が必要となる施設について、計画作成を促進する。 引き続き、計画未作成施設に対する市町村の講習会等に県から講師を派遣する。 計画未作成施設に対する個別指導を継続実施する。 市町村に対し、内閣府が作成したチェックリストを活用して、各施設の避難確保計画の内容の確認を行い、施設管理者に対して適切に助言・指導を行うよう働きかける。 介護事業者に義務化された業務継続計画の作成と連携し、関係部局とともに計画作成を促進する。 	
				イ 避難確保計画作成講習会の開催による計画未作成施設への個別指導の実施	避難確保計画作成講習会の開催による計画未作成施設への個別指導の実施	避難確保計画作成の支援	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度は、避難確保計画作成講習会を26市町村で34回開催し、計画未作成施設に対する個別指導を継続実施。 		
				b 実効性ある避難の確保	実例収集、周知等の実効性のある避難確保計画作成の支援	実効性ある避難の確保	<ul style="list-style-type: none"> 6月21日、教育施設関係に通知。 7月7日、社会福祉施設関係に通知。 7月21日、医療施設関係に通知。 10月～12月、市町村防災アドバイザー会議等において、市町村への周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び避難訓練の実施を促進する。 	
				c 施設への指導監査	避難確保計画作成状況等の確認、施設への周知		<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉法や障害者総合支援法などの各事業法に基づく、定期的指導監査の重点項目と位置付け、県所管の対象施設における計画策定状況等の確認を実施。 R3.4～R3.11指導監査実績 （浸水想定区域内施設） 指導監査数 437施設 うち、計画作成済施設 332施設（76.0%） （土砂災害警戒区域内施設） 指導監査数 161施設 うち、計画作成済施設 155施設（96.3%） 県所管施設に対する、法の趣旨・事例集・手引きの周知を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、指導監査の重点項目と位置付けた計画策定状況等の確認を行うとともに、所管施設に対する周知を徹底する。 	
3 防災対策事業の推進			④	a 早期復旧に向けた取組みの推進	ア 「災害復旧支援隊」の被災地への派遣	早期復旧に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 9月6日、7日に災害復旧支援隊を6名を派遣し、延べ20箇所被災箇所調査及び技術的助言を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町村等の要請に応じ災害復旧支援隊の派遣を行う。 	
					イ 国への激甚災害指定や災害査定早期実施の要望	国への激甚災害指定や災害査定早期実施の要望		<ul style="list-style-type: none"> 国へ激甚災害指定や災害査定早期実施を要望し、9月27日より早期の災害査定を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も大災害が発生した際は、国へ激甚災害指定や災害査定早期実施を要望する。
					ウ 設計図書簡素化を適用した査定の活用	設計図書簡素化を適用した査定の活用	早期復旧に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> 9月27日～30日の第5次査定において10件の査定設計図書簡素化を適用した査定を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も査定簡素化が適用される場合は積極的に活用する。
					エ 技術者等の専任配置に係る要件緩和の継続	技術者等の専任配置に係る要件緩和の継続	早期復旧に向けた取組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> R2年度から実施中の期間を限定した技術者等の専任配置にかかる要件の緩和措置期間を1年間延長。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も大規模な災害が発生した際には、技術者の専任配置に係る要件緩和を検討。
				b 治水対策の推進	土地利用一体型水防災事業の推進	治水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 11月24日、詳細設計業務に着手。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度から用地測量等を推進。 	